

やまなし6次産業強化促進業務委託に係る企画提案公募要領

1 趣旨

山梨県では、加工品売上 1000 万円を目指す農業者等を育成するため、民間ノウハウを最大限活用した商品化と販売促進支援、県内外の実需者情報のフィードバックによる販路開拓・拡大を支援するに当たり、企画提案公募により業務を委託する事業者を募集します。

2 企画提案を求める業務の概要

(1) 委託業務の名称

やまなし6次産業強化促進業務

(2) 委託業務の内容

別紙「やまなし6次産業強化促進業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)及び「やまなし6次産業強化促進業務委託契約書(案)」(以下、「契約書」という。)のとおり。

(3) 予算上限額

本業務に係る経費の想定額 金3,108,600円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税相当額282,600円)

ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すものです。

(4) 業務委託期間

委託契約締結日を始期とし、令和5年3月31日(金)を終期とします。

(5) 業務の流れ

ア 委託業務の詳細協議

契約締結後、企画提案をもとに、業務の詳細や実施方法、実施スケジュール等について両者で協議し、決定します。

イ 委託業務の実施

契約締結後直ちに支援対象となる農業者等の公募を開始し、選定した農業者等に対する支援を実施してください。

ウ 業務完了報告

業務の実施結果を報告書にまとめ、県に提出してください。

(6) 新型コロナウイルス感染症の影響への対応

・本委託業務では、加工品の販路開拓・拡大を支援するため、商談会等への出展支援をすることとなっておりますが、一般的な商談会以外でも販路開拓・拡大が見込める販売会やこれに相当する各種取組も可能とします。

・新型コロナウイルス感染症の影響がさらに拡大した場合等、実際の商談会等への出展が困難になることが想定されます。このような場合でも事業目的の達成が可能な代替手段の企画も併せて提案してください。

3 応募資格

・本業務に類似する業務の経験や専門知識を有していること。

- ・本業務の実施に支障がない体制が整えられていること。
 - ・本業務の実施に支障がない経営状況にあること。
 - ・国税及び都道府県税を滞納していないこと。
 - ・地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号（一般競争入札の参加者の資格に関する規定）に定める者に該当しないこと。
 - ・会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て、又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申し立てがなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
 - ・「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領（平成23年4月1日）」や「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領（平成10年4月1日）」による指名停止措置期間中の者でないこと。
 - ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと、又は法人にあっては、その役員が暴力団員でないこと。
- ※上記の条件を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があった場合は、応募を認めないことがあります。

4 日程

令和4年4月14日（木）	募集開始
4月25日（月）12：00	参加申込書類 提出期限
5月2日（月）12：00	質問受付期限
5月10日（火）（予定）	参加資格審査結果の通知
5月17日（火）12：00	企画提案書類 提出期限
5月26日（木）（予定）	企画提案プレゼンテーション審査
5月27日（金）以降	採択通知・契約締結・事業着手
令和5年3月31日（金）	事業完了

5 参加申込書類の提出と参加資格審査

(1) 必要な書類

本企画提案に応募する方は、参加資格を審査するため、次の書類を提出してください（各6部（正本1部、写5部））。

- ・参加申込書（様式1）
- ・誓約書（様式2）
- ・財務諸表（直近2期分）
 - ※損益計算書、貸借対照表、キャッシュフロー計算書、附属明細表
- ・会社概要が把握可能な書類（会社パンフレットなど）
- ・国税完納証明書（税務署で交付される税務署様式）
- ・都道府県税完納証明書（都道府県で交付される様式）

(2) 提出期限

令和4年4月25日（月）12：00必着

※持参する場合の受付は土日・祝日を除く9：00から17：00

(3) 参加資格審査

- ・参加申込書類により審査を行い、審査結果を各参加申込者に通知します。
- ・選定方法は、別紙「やまなし6次産業強化促進業務委託に係る企画提案選定の手順及び審査の基準（参加資格審査）」のとおりとします。

6 企画提案書類の提出と審査

(1) 企画提案に関する質問の受付

- ・受付期限 令和4年5月2日（月）12：00必着
- ・質問方法 質問書（様式3）を電子メールで送信
※電子メールの件名には「やまなし6次産業強化促進業務委託・企画提案質問」と記してください。
- ・回答方法 原則として、参加資格審査において企画提案者として選定された方全員に対し、電子メールにてお知らせします。
なお、回答は令和4年5月10日（火）17：00までに行います。
- ・その他 電話や口頭での質問には応じません。また、本企画提案に関係のない質問や本企画提案に公平性を保てないと判断した場合等、回答をしないこともあります。

(2) 企画提案書類の提出

ア 必要な書類

本業務に企画提案する方は、次の書類を提出してください（各6部（正本1部、写5部））。

- ・企画提案書（様式4・様式4-1）
- ・見積書（任意様式・積算内訳を記載）
- ・企画提案書（様式4-1）、見積書の電子データを記録した媒体（CD-R等）

イ 提出期限

令和4年5月17日（火）12：00必着

※持参する場合の受付は土日・祝日を除く9：00から17：00

ウ 企画提案が無効となる場合

次のいずれかに該当する場合は、企画提案は無効とします。

- ・この要領に定める手続きに適合しない場合
- ・提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) 選定方法等

- ・提出書類とプレゼンテーションにより審査を行います（5月下旬予定、実施詳細は企画提案者に別途お知らせします）。
- ・選定方法は、別紙「やまなし6次産業強化促進業務委託に係る企画提案選定の手順及び審査の基準（企画提案審査）」のとおりとします。
- ・第1順位の委託候補者が契約を締結しないときは、次点の者と契約の交渉を行います。

(4) 選定結果の通知・公表

- ・選定如何に関わらず、企画提案者には審査結果を個別に通知します。

- ・後日、選定結果と契約内容を県のホームページで公表します。

※ホームページでの公表内容は、評価基準、配点及び各企画提案者の評価基準毎の得点と総合点、契約者の名称、契約締結年月日、契約金額です。ただし、契約者以外の企画提案者の名称は公表いたしません。

7 契約に関する事項

- ・契約書は2通作成し、双方記名押印して、各自1通を所持するものとします。
- ・山梨県財務規則第109条の2に該当した場合、契約保証金は免除します。
- ・企画提案書類等に記載した事項は、仕様書と併せ、契約時の仕様書として扱うものとします。ただし、業務の目的のために修正すべき事項がある場合には、内容を追加、変更又は削除します。

8 その他

(1) 企画提案及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とします。

(2) 提出書類の取り扱い

- ・提案者が山梨県に提出した書類に含まれる著作物の著作権は、山梨県に帰属するものとします。
- ・提案内容に含まれる特許権など、日本国の法令に基づいて保護されている第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則として提案者が負うものとします。
- ・提出書類は返却しません。

(3) 応募に関する費用負担

- ・提案者が本企画提案応募に要した一切の費用については、すべて提案者自身が負担してください。
- ・契約を締結するまでの間、本要領に定めた条件を満たさない事態が発生した場合には、契約を締結しないこともあります。なお、手続きの停止又は契約を解除した場合でも、当該業務に要した費用については、一切補償しないものとします。

(4) 説明会

本委託業務に関する説明会は行いません。

(5) 山梨県との連絡・調整

選定された場合には、県の担当職員と密接な連絡・調整を行いながら事業を進めることとします。

9 本件に関する問い合わせ先・書類提出先

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号（山梨県庁本館6階）
山梨県農政部 果樹・6次産業振興課
野菜・6次産業化担当 三森
電話：055-223-1600
メールアドレス：kaju@perf.yamanashi.lg.jp